



鳥取県公報

平成 24 年 5 月 15 日 (火)
第 8 3 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営林産物の物品売払代金の収納事務の委託 (345) (森林・林業総室) 2 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (346) (水産課) 2 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (347) (〃) 2 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (348) (〃) 3 建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (349) (県土総務課) 3 過疎地域自立促進特別措置法による市道の新設に関する工事の一部完了 (350) (道路企画課) 4 指定居宅介護支援事業者の指定 (351) (東部総合事務所福祉保健局) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (352) (〃) 5 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (353) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (354) (〃) 6 建築基準法による道路の位置の指定 (355) (中部総合事務所生活環境局) 6 土地改良区の役員の就退任 (356) (中部総合事務所農林局) 6 土地改良区連合の役員の就任 (357) (〃) 7
-------	--

告 示

鳥取県告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 5 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社米子木材市場

株式会社倉吉木材市場

石谷林業株式会社智頭支店

2 委託期間

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

鳥取県告示第346号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月18日から適用する。同日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前								
<p>1 略</p> <p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年0.7パーセント <u>上</u></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント <u>上</u>	<p>1 略</p> <p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年0.65パーセント <u>上</u></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.65パーセント <u>上</u>
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント <u>上</u>								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率								
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.65パーセント <u>上</u>								

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第347号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成24年 4

月18日から適用する。同日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
<u>年1.4パーセント</u>	略	<u>年1.3パーセント</u>	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第348号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月18日から適用する。同日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成24年 5 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第 3 号の資金	<u>年1.4パーセント</u>	略	規則別表第 3 号の資金	<u>年1.3パーセント</u>	略
規則別表第 7 号の資金	<u>年2.025パーセント</u>	略	規則別表第 7 号の資金	<u>年1.925パーセント</u>	略
そ の 他 の 資 金	<u>年1.4パーセント</u>	略	そ の 他 の 資 金	<u>年1.3パーセント</u>	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第349号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成24年 5 月 7 日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号
 - (1) すばる住設 代表者 吉田 道明
東伯郡三朝町大字西小鹿1148
鳥取県知事（般-21）第5198号
 - (2) 有限会社山口設備 代表取締役 山口 輝美
東伯郡三朝町大字森618- 9

鳥取県知事（般-20）第5701号

(3) 株式会社空研 代表取締役 津村 誠一

倉吉市広栄町931-2

鳥取県知事（般-22）第1264号及び鳥取県知事（特-22）第1264号

(4) 有限会社長谷川商店 代表取締役 長谷川 紘一

倉吉市清谷町二丁目80

鳥取県知事（般-23）第999号

(5) 早田設備株式会社 代表取締役 早田 公英

倉吉市和田東町115-1

鳥取県知事（般-23）第2164号及び鳥取県知事（特-23）第2164号

(6) 中海工業株式会社 代表取締役 村上 啓文

倉吉市福庭町一丁目55

鳥取県知事（般-23）第211号及び鳥取県知事（特-23）第211号

3 処分の内容

被処分者	処分の内容	停止した営業の範囲
(1) すばる住設	平成24年5月10日から平成25年5月9日までの営業の停止	鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るもの
(2) 有限会社山口設備、株式会社空研、有限会社長谷川商店及び早田設備株式会社	平成24年5月10日から平成25年2月28日までの営業の停止	鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るもの
(3) 中海工業株式会社	平成24年5月10日から同年6月27日までの営業の停止	鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るもの

4 処分の原因となった事実

上記6者は、三朝町が平成23年2月14日に執行した砂原配水管布設替工事の入札に関し、すばる住設に同工事を落札させようと企て、公正な価格を害する目的で談合したことにより、談合罪で略式起訴され、罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

鳥取県告示第350号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく市道の新設に関する工事の一部が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成24年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
-----	---------	-------	---------

鳥取市道南岸線	鳥取市佐治町大井字聖坂700地先から同市佐治町森坪字井出上1-1地先まで	新設	平成23年2月28日
---------	--------------------------------------	----	------------

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人ひばり総合福祉会	ひばり居宅介護支援センター	鳥取市富安一丁目205	平成24年5月10日

鳥取県告示第352号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取こども学園	鳥取市立川町五丁目417	社会福祉法人鳥取こども学園はまむら作業所	鳥取市気高町勝見11	就労継続支援B型	平成24年5月1日

鳥取県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社和企画	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年4月26日	訪問介護
〃	デイサービスセンター笑	〃	〃	通所介護
小林薬局有限会社	小林薬局	倉吉市明治町1032-6	平成24年5月2日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第354号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社和企画	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年4月26日	介護予防訪問介護
〃	デイサービスセンター笑	〃	〃	介護予防通所介護
小林薬局有限会社	小林薬局	倉吉市明治町1032-6	平成24年5月2日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第355号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成24年5月15日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市伊木282-2 株式会社 サンホーム 代表取締役 近藤 茂	東伯郡湯梨浜町大字久留7-9、 7-21及び8-2	幅員 4.90メートル及び5.00メートル 延長 45.09メートル

鳥取県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 根 國 之 倉吉市大谷714-1

〃 森 田 哲 男 倉吉市上神631-1

〃 福 光 堯 道 倉吉市北面152-1
〃 小 原 一 幸 倉吉市寺谷450
〃 大 畑 昌 瞭 倉吉市大谷茶屋877-7
〃 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266
〃 藤 井 弘 通 倉吉市大谷566
監 事 伊 藤 博 則 倉吉市上神847
〃 谷 口 瑞 樹 倉吉市大谷988-4
〃 塚 根 勝 倉吉市寺谷442-1
平成24年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 根 國 之 倉吉市大谷714-1
〃 小 原 一 幸 倉吉市寺谷450
〃 大 畑 昌 瞭 倉吉市大谷茶屋877-7
〃 藤 井 弘 通 倉吉市大谷566
〃 遠 藤 賢 二 倉吉市不入岡375
〃 山 根 久 尚 倉吉市北面146
〃 山 崎 裕 之 倉吉市上神866
監 事 谷 口 瑞 樹 倉吉市大谷988-4
〃 塚 根 勝 倉吉市寺谷442-1
〃 山 部 展 史 倉吉市上神1393
平成24年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

就任した役員の氏名及び住所

理 事 豊 田 峯 夫 東伯郡北栄町妻波1173-2
平成24年3月28日就任 任期 平成25年3月31日まで